

契約書等関係書類チェックシート（工事）

〔当初契約時〕

書類名	確認項目	チェック
工事請負契約書	① 工事の番号・名称、工事の場所、工期は、金抜設計書等で指示された内容と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 請負代金額、消費税額に記載誤りがない。 ※ 請負金額等の金額の訂正はできません。	<input type="checkbox"/>
	③ 契約保証金については次のとおり記載している。 ※ 下記㉔、㉕の場合は「免除」と記載し、㉖、㉗の場合は「保証金額」を記載してください。 ㉔ 請負代金額が500万円未満の場合（ただし、落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合を除く。） ㉕ 公共工事履行保証証券による保証に係る証券又は履行保証保険契約に係る証券を提出する場合 ㉖ 契約保証金を納付する場合 ㉗ 保証事業会社又は金融機関の保証に係る保証書を提出する場合	<input type="checkbox"/>
	④ 建設リサイクル法の対象工事の場合には、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等に関する特記事項を記載している。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 本文中の受注者名記入箇所は法人名のみを記載している。 ※ 支店・営業所名や契約権者職・氏名は記載不要です。また、(株)、(有)などの省略文字は使用しないでください。	<input type="checkbox"/>
	⑥ 「契約の方法及び入札(見積)の条件」を確認し、該当する特約条項を記載している。	<input type="checkbox"/>
	⑦ 発注者の記名押印箇所は次のとおり記載している。 ※1 住所欄 福島県白河市昭和町269番地（ただし、住所は省略可です） ※2 氏名欄 福島県 福島県県南建設事務所長 ○○○○ 印	<input type="checkbox"/>
	⑧ 貼付する印紙税額に誤りはない。かつ、印紙を消印している。 ※ 消費税額を除く請負代金額に応じた税額の印紙を貼付してください。	<input type="checkbox"/>
	⑨ 文字、条項等の加入、削除、訂正をする必要がある場合は、適切に訂正等している。 ※1 訂正等箇所を2線で見え消しし、その右側又は上部に正書している。 ※2 契約書上部余白に「第○条削除」、「○字削除」又は「○字加入」等と訂正内容を記載し、訂正印(契約権者印)を押印している。	<input type="checkbox"/>
仲裁合意書	① 工事名等は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 管轄審査会名は「福島県建設工事紛争審査会」としている。 ※ 管轄審査会は、福島県工事請負契約約款第56条の規定により、国土交通大臣の許可を受けた建設業者、福島県知事の許可を受けた建設業者の 別を問わず「福島県建設工事紛争審査会」となります。	<input type="checkbox"/>
契約保証に関する書類 ◆現金又は有価証券等による場合を除く。	① 工事名等保証の内容は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 保証書等の発行日は、契約予定日以前の日となっている。	<input type="checkbox"/>
	③ 保証書等の宛先は、福島県県南建設事務所長となっている。	<input type="checkbox"/>
	④ 保証又は保険金額は、請負代金額の10分の1（調査基準価格(非公表)を下回る落札者の場合は10分の3）以上の額となっている。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 保証又は保険期間は履行期間を含んでいる。 ※ 保証事業会社又は金融機関の保証による場合、保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されている必要があります。	<input type="checkbox"/>
消費税に係る課税事業者届出書	○ 契約日を含む課税期間の届出書となっている。 ※ 契約日から完成期限日の間に届出された課税期間（個人事業者:1月1日から12月31日までの1年間、法人:事業年度）が終了する場合は、契約変更が生じる場合に備え次期分も合わせて提出してください。ただし、課税事業者となることが確定していない場合は次期分の提出は不要です。	<input type="checkbox"/>
総合評定値通知の写し	○ 契約日は、経営事項審査の有効期間内となっている。 ※ 条件付一般競争入札により落札した工事で、その請負代金額が500万円（建築工事にあっては1,500万円）以上の場合に提出して下さい。	<input type="checkbox"/>

書類名	確認項目	チェック
建設リサイクル法に基づく書面	○ 法第12条に基づく説明書（別表を含む）及び法第13条に基づく書面の記載内容について、契約前に工事監督員の確認を受けている。 ※ 法第13条に基づく書面は、本来、契約書に記載すべき事項を別途書面化したものであるため、交付年月日は請負契約の締結日になります。	<input type="checkbox"/>
請負代金内訳書	○ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にかかる法定福利費が明示されている。	<input type="checkbox"/>
建設業退職金共済掛金 収納書又は掛金収納書 を提出できない理由等 調書 ◆消費税を除く請負代金額 が100万円以上の場合	① 掛金収納書の発注者名、工事名等は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 証紙購入額は、一定基準額以上となっている。 ※1 証紙購入額は、一定基準額（土木工事は、請負金額(税抜)の1,000分の2、建築工事は1,000分の1.5）以上としてください。 ※2 掛金収納書は、契約締結後14日以内に工程表とともに提出してください。ただし、請負者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書（様式任意）を提出してください。	<input type="checkbox"/>
着工届	○ 工事名等は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
現場代理人及び主任 技術者等通知書 ◆経歴書を含む。	① 工事名等は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 現場代理人名は、現場代理人になるものが自署してある。	<input type="checkbox"/>
	③ 現場代理人、主任技術者等を適切に選任している。 ※1 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取り締まりを行う者であり、工事現場に「常駐」する必要があります。ただし、常駐義務の緩和について発注者の承認を得た場合を除きます。 ※2 建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置しなければなりません。 ※3 下請契約の請負代金額の合計が一定額（3,000万円。建築一式工事については4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要であるとともに主任技術者ではなく監理技術者を配置しなければなりません。 ※4 主任技術者等は、請負代金額が2,500万円以上の場合（建築一式工事については5,000万円）には「専任」の義務があります。しかしながら、交互に密接に関連する工事の場合には、重複が認められることがあります。ただし、監理技術者の場合には適用されません。 ※5 現場代理人の「常駐」及び主任技術者等の「専任」の期間については、「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて(入札監理課)」を、現場代理人の常駐緩和については、「現場代理人の常駐義務の緩和措置のお知らせ(入札監理課)」を参照してください。 ※6 現場代理人と主任技術者等との兼任は福島県工事請負契約約款第10条の規定により認められています。 ※7 営業所の専任技術者は営業所に常勤し専らその職務に従事する必要があるため、現場代理人にはなれません。また、原則として現場の技術者にもなれません。 ※8 主任技術者等は請負者との間には、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合（※2参照）は、入札申込日受理日以前に3ヶ月以上）がなければなりません。なお、通知書提出時に健康保険被保険者証又は監理技術者資格証等、請負者との雇用関係が証明できる書類を工事監督員に提示してください。	<input type="checkbox"/>
	④ 経歴書の記載内容は適切である。 ※1 主任技術者等の経歴書においては、建設業法に定める資格要件を具備しているか確認できる事項を網羅してください。 ※2 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付してください。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 施行形態に誤りはない。 ※ 請負代金額が500万円以上で、かつ、一部下請施工の場合には、下請通知書若しくは施工体制台帳の写しの提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
工程表	① 工事名等は工事請負契約書と一致している。 ② 設計図書に基づいて作成している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
法定外労災保険に係る 証券等写し	① 法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類である。	<input type="checkbox"/>
	② 保険期間は履行期間を含んでいる。	<input type="checkbox"/>

◆ 確認した項目は、当該チェック欄にシ点を記入してください。

契約書等関係書類チェックシート（工事）

〔変更契約時〕

書類名	確認項目	チェック
工事請負契約書	① 工事の番号・名称等は当初工事請負契約書と一致している。 ※ 変更の対象となる契約日は、第2回目以降の変更の場合であっても当初契約日としてください。	<input type="checkbox"/>
	② 変更内容に則した変更契約条項を選択し、適切に記載している。 ア 設計図書（別冊の図面、仕様書）に関する変更 イ 請負代金額の変更 ウ 工期の変更 エ 契約保証に関する変更 オ 特約条項に関する変更 カ その他の変更	<input type="checkbox"/>
	③ 貼付する印紙税額に誤りはない。かつ、印紙を消印している。 ※ 請負代金額の増額を含む変更の場合は、増額金額（消費税額を除く。）に応じた税額、それ以外の変更（工期延長のみなど）の場合は、税額200円の印紙を貼付してください。	<input type="checkbox"/>
契約保証に関する書類	○ 保証又は保険契約に係る変更等手続きが必要となる場合には、当該変更等手続きを変更契約予定日以前に適切に行っている。 ※1 保証又は保険契約に係る変更手続きについては、別紙「工事請負契約の変更に伴う契約保証の取扱いについて」を参照してください。 ※2 請負代金額の変更により新たに請負代金額が500万円以上の額となった場合（当初契約において、落札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合を除く。）には、現金又は有価証券による場合を除き、契約保証に関する書類の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
消費税に係る課税事業者届出書	○ 変更契約日及び変更後の履行期限日を含む課税期間となっている。 ※ 届出済の課税期間内に変更契約日が含まれる場合は、新たに届出は不要です。ただし、変更契約日から履行期限日の間に届出された課税期間が終了する場合は、契約変更が生じる場合に備え次期分も併せて提出してください。ただし、課税事業者となることが確定していない場合は次期分の提出は不要です。	<input type="checkbox"/>
総合評定値通知書の写し	○ 変更契約日は、経営事項審査の有効期間内となっている。 ※ 条件付一般競争入札により落札した工事で、請負代金額の変更により新たに請負代金額が500万円（建築工事にあっては1,500万円）以上の額となる場合には、提出してください。	<input type="checkbox"/>
請負代金内訳書	① 変更後の請負代金と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 変更された設計図書に基づいて作成している。	<input type="checkbox"/>
工程表（変更）	① 工事名等は工事請負契約書と一致している。	<input type="checkbox"/>
	② 変更された設計図書に基づいて作成している。	<input type="checkbox"/>
建設リサイクル法に基づく書面	○ 契約変更により新たに対象工事となる場合又は既提出内容に変更が生じる場合には、法第12条に基づく説明書（別表を含む）及び法第13条に基づく書面の記載内容について、変更契約日前に工事監督員の確認を受けている。	<input type="checkbox"/>
現場代理人及び主任主任技術者等通知書	① 契約変更により施工形態等に変更が生じる場合には、速やかに変更通知書を提出している。	<input type="checkbox"/>
	② 既通知内容に変更が生じていない場合であっても、必要に応じて技術者の配置等について適切に対応している。	<input type="checkbox"/>
	※1 契約変更により新たに請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事については5,000万円）となった場合には、主任技術者等は専任としなければなりません。 ※2 一部下請施工していた工事で、契約変更により新たに請負代金額が500万円以上となった場合には、変更契約日より7日以内に下請通知書を提出しなければなりません。	
建設業退職金共済証紙の購入	○ 貼付の状況、契約変更などにより追加購入に必要が生じた場合には、その都度必要額を購入している。 ※ 追加購入した掛金収納書は、完成届提出の際に一括して提出してください。	<input type="checkbox"/>

◆ 確認した項目は、当該チェック欄にシ点を記入してください。